最低連結資本バッファー比率	%		%	
うち、資本保全バッファー比率	%		%	
うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率	%		%	
うち、G－SIB／D－SIBバッファー比率	%		%	
連結資本バッファー比率	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［略］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［略］				

（記載上の注意）

１　本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

［２～８　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率〕

項目	当中間期末	前期末
持株レバレッジ比率	%	%

（記載上の注意）

１　本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

２　「持株レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

３　持株レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

［項を加える。］

［項を加える。］

調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［同左］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［同左］				

（記載上の注意）

１　本表は、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

［２～８　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［加える。］